

大妻女子大学奨学寄付金取扱規程

平成31年3月6日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における奨学寄付金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄付金」とは、本学に所属する専任教員が学外機関又は個人等から教育研究の奨励を目的として受け入れる寄付をいう。

(受入れの原則)

第3条 奨学寄付金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、本学の主体性のもとに、受け入れるものとする。

(申込み)

第4条 奨学寄付金の申込みをしようとする者（以下「寄付者」という。）は、所定の様式による申込書を寄付の対象教員（以下「寄付対象教員」という。）が所属する部局の長を経て、学長へ提出しなければならない。

(受入れの制限)

第5条 奨学寄付金の申込みに関し、次の各号のいずれかに該当する条件を付したものは、奨学寄付金として受け入れることができない。

- (1) 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること
- (2) 奨学寄付金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し又は使用させること
- (3) 奨学寄付金の用途について、寄付者が会計検査を行うこと
- (4) 寄付申込後、寄付者がその意思により奨学寄付金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) 寄付者に対し、研究結果報告書の提出又は研究指導を行うこと
- (6) その他教育又は学術研究上支障があると認められる条件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、寄付を受け入れることにより本学の事務・事業に支障があると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、寄付者は、奨学寄付金の申込みに関し、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 学術研究を指定すること
- (2) 奨学寄付金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと
- (3) 奨学寄付金に係る収支決算の概要を提出すること
- (4) 寄付目的が完了したときは、使用残額を返還すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究上支障がないと認められる条件

(受入れの決定)

第6条 奨学寄付金の受入れの諾否は、常任理事会構成員の決裁を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の結果を寄付対象教員及び寄付者に通知するものとする。受入れができない場合には、その理由を付して通知するものとする。

(受入れの手続)

第7条 学長は、前条第1項の規定により、奨学寄付金の受入れを決定したときは、速やかに所定の様式による受入通知書及び納入依頼書を寄付者へ送付するものとする。

2 理事長は、奨学寄付金の納入を確認したときは、礼状、領収書及び特定公益増進法人であることの証明書の写しを寄付者へ送付するものとする。ただし、奨学寄付金が金融機関からの送金により納入された場合は、領収書の送付を省略することができる。

(奨学寄付金の取扱い)

第8条 寄付対象教員は、奨学寄付金を寄付者の趣旨に沿って適切に使用するものとする。使途を変更する必要がある場合は、寄付者と協議を行い、その同意を得なければならない。

2 寄付対象教員は、奨学寄付金の納入をもって研究を開始することができるものとする。

3 奨学寄付金を使用した物品の納品、役務の提供等は、寄付者から提出された申込書に記載の期間内に終了するとともに金額を確定させ、それらにかかる証憑書類の日付は当該会計年度内かつ申込書に記載の期間内であるものとする。

4 寄付対象教員は、前項に定める証憑書類の提出及び奨学寄付金の支出にかかる手続を「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づき行うものとする。ただし、申込書に記載の期間の最終月における期限については別に定める。

5 第3項に規定する奨学寄付金の使用が期間内に終了しなかった場合、その他学長が必要と認める場合は、寄付者との協議により当該期間を変更することができる。

6 本学による奨学寄付金の支出及び精算は、「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づいて行い、寄付者から提出された申込書に記載の期間終了後1ヶ月以内に完了させるものとする。

(研究助成団体等の助成金)

第9条 民間の研究助成団体等から教員個人に対して助成金が供与された場合(研究分担者として供与された場合を含む)において、当該教員が当該助成金を職務としての教育・研究に用いる場合は、当該研究助成団体等又は当該教員は、当該助成金を本学に奨学寄付金として寄付するものとする。なお、本学教員の肩書きで助成金申請を行い供与された助成金については、職務としての教育・研究に用いる助成金として取り扱う。

2 前項に規定する奨学寄付金については、第5条第3号及び第5号を適用除外とすることができる。

3 第1項に規定する奨学寄付金の取扱いは、前条の規定の他、当該研究助成団体等が定める当該助成金の取扱要領等に依るものとする。

(所管部署)

第10条 奨学寄付金の取扱いに関する所管部署は、総務センター研究支援室とする。ただし、第7条第2項については財務センター寄付・募金グループとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途常任理事会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。